

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第1項の規定により、北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定め、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/>）から閲覧することができる。

令和4年（2022年）3月29日

北海道知事 鈴木 直道